

関商工高等学校 学校感染症（第2・3種）の報告書

科 年 組 氏名 _____

この報告書は、医療機関により証明をいただくものではなく、保護者の方でご記入してください。

ただし、**受診を証明できるもの（調剤証明書のコピー等、患者名、日付、医療機関名、薬剤名等が記入されたもの）**を添付してください。

（病名および出席停止期間の基準） 該当の病名に○印をつけてください。

第2種 学校 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザA・B	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後2日を経過するまで</u> （注1）
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種 学校 感染症	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（注2） （ ）	

（出席停止期間） _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

（上記の出席停止基準に基づき、医師から登校を控えるように指導された期間）

受診医療機関名 _____

保護者氏名 _____

印 _____

注1：インフルエンザ出席停止期間例（解熱が発症後3日目までは発症後5日間、4日目以降なら解熱後2日は必ず休む）

	発症 当日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能	
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目 なので登校不可	解熱後2日目 なので登校不可	登校可能

注2：その他の感染症とは、溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・感染性胃腸炎などです。アタマジラミ・伝染性軟属腫・伝染性膿痂疹は含みません。